

南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計プロポーザル審査委員会運営要領

1 趣旨

本要領は、南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計プロポーザル実施要領（原案）に定める最も優れた提案（以下、「優秀賞」という。）を行った者及び次点者、各1者の選定を行うため、必要な審査方法及び評価項目を定めるものとする。

2 審査委員会の実施

(1) 第1回審査委員会

あらかじめ南三陸町で作成したプロポーザル実施要領及び審査委員会運営要領について審議する。南三陸町は審査委員からの意見を聴取し、その後、プロポーザル実施要領等を定め、プロポーザルの公告を行う。

(2) 第2回審査委員会

実施要領に基づき応募された提案書に関して意見交換を行い、書類審査及び討議により第1次審査通過者（5者程度）を選定する。

(3) 第3回審査委員会

第3回審査委員会には、第1次審査通過者の出席を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。以下、次のように審査等を行う。

ア プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 1者ずつ提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ② プレゼンテーションでは、特に計画案、提案書の中で強調したい点や、口頭で補足したい点、あるいは提案の背景等を述べることとする。
- ③ ヒアリングは各委員が行う。

イ 意見交換及び選定

各委員は、評価項目に基づき総括的かつ十分な意見交換を行った後に、合議により、優秀賞者及び次点者を各1者選定する。

ウ 講評の作成

- ① 講評は、各提案に対する個別講評と全般にわたる全体講評を作成する。
- ② 講評は、公開することを前提として、選定理由及び非選定理由が明確になるように配慮する。

エ 評価項目

< 第一次審査における評価項目 >

- ① 設計事務所の能力（主要業務実績等）

- ②設計チームの能力（技術者の能力及び主要業務実績等）
- ③総括責任者及び意匠担当主任技術者の技術力、経験、受賞歴等
- ④生涯学習センター基本構想の具体化の提案内容

<第二次審査における評価項目>

- ①提案書を基にした各者のプレゼンテーション内容
- ②業務の理解度、ヒアリング対応等
- ③生涯学習センター基本構想の具体化の提案内容
 - ア 地域状況、敷地状況を配慮した計画
 - イ 拠点にふさわしい施設計画
 - ウ 複合施設であることのメリットを生かしたコンパクトな計画
 - エ 施設利用の変化に対応できる計画
 - オ 維持管理コストを考慮した計画

審査経過及び審査講評については、後日、南三陸町ホームページに掲載する。